

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第146号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市障害者教養文化・体育会館の利用料金の上限額を改定することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第146号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1体育室の項中「2,900」を「2,980」に、「3,500」を「3,600」に、「8,400」を「8,640」に、「2,400」を「2,460」に、「6,900」を「7,090」に、「1,200」を「1,230」に、「1,300」を「1,330」に、「3,300」を「3,390」に、「600」を「610」に改め、同表第2体育室の項中「1,200」を「1,230」に、「1,300」を「1,330」に、「3,300」を「3,390」に、「600」を「610」に改め、同表トレーニング室（1人につき）の項中「800」を「820」に改め、同表会議室の項中「2,100」を「2,160」に、「2,400」を「2,460」に、「5,900」を「6,060」に改め、同表視聴覚室の項中「800」を「820」に、「1,000」を「1,020」に、「2,300」を「2,360」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）